

憲 法

平成23年2月20日(日) 13:30~15:30

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は3枚、解答用紙は2枚、下書き用紙は2枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答は横書きにして、問につき2枚の解答用紙(裏面使用も可)に収めて下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
5. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
6. 問題の内容に関する質問には応じません。
7. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【問題】以下の文章を読んで、Xが訴訟を提起する場合、どのような憲法上の主張を行うかという原告の主張と、これに対する被告側の反論も想定しつつ、あなた自身の見解を述べなさい（配点：100点）。

公職選挙法は、平成10年4月3日、国会において成立し、同年5月6日公布された平成10年法律第47号によって一部改正が行われ、国内の市町村の区域内に住所を有していない日本国外に居住する日本国民（以下「在外日本人」）の選挙権の行使に関する在外選挙制度が創設されることとなった。

改正前の公職選挙法においては、選挙人名簿に登録されていない者及び選挙人名簿に登録されることができない者は投票をすることができないものとされた（改正前の公職選挙法42条1項、2項）。選挙人名簿への登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満20年以上の日本国民で、その者に係る当該市町村の住民票が作成される日から引き続き3箇月以上当該市町村の住民基本台帳に登録されている者について行うこととされているところ（公職選挙法21条1項、住民基本台帳法15条1項）、在外日本人は、我が国のいずれの市町村においても住民基本台帳に登録されない（住民基本台帳法4条、5条、7条、地方自治法10条1項）ため、選挙人名簿には登録されない。その結果、在外日本人は、前記のとおり衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有するとされているにもかかわらず、これらの選挙が実施された場合に、事実上、右の選挙権を行使することはできない。

改正後の公職選挙法においては、新たに在外選挙人名簿が調製されることとなり、公職選挙法42条1項は、「選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。」と改められた。対象となる選挙は、衆議院議員及び参議院議員の選挙であるが、暫定的な措置として、当分の間は、衆議院及び参議院の比例代表選出議員の選挙に限ることとされたため、その間は、衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙はその対象とならなかった（改正後の公職選挙法附則第8項）。

在外選挙人名簿の調製及び保管は、市町村の選挙管理委員会が行うものとされ（改正後の公職選挙法30条の2第1項）、在外選挙人名簿に登録されていない年齢満20年以上の日本国民で、在外選挙人名簿の登録の申請に関しその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3箇月以上住所を有するものは、右名簿への登録される資格を有するとされている（改正後の公職選挙法30条の4）。そして、被登録資格を有する者は、当該申請をする者の住所を管轄する領事官（当該領事官を経由して申請を行うことが著しく困難である地域として外務省令・総務省令で定める地域にあっては、外務省令・総務省令で定める者）を経由して、市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿の登録の申請を行うことができる（改正後の公職選挙法30条の5第1項、第2項）。

在外選挙人名簿に登録されている選挙人の投票の方法は、選挙の公示又は告示の日から原則として選挙の期日前 5 日までの間に、自ら在外公館の長の管理する投票を記載する場所に行き、在外選挙人証等を提示して投票をするとの方法が予定されているが（改正後の公職選挙法 49 条の 2 第 2 項）、一定の地域（在外公館投票が困難な地域として別に定める地域）に居住する者は、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により投票をすることができ（同条第 2 項）、また、市町村の選挙管理委員会の委員長の管理する投票を記載する場所において、不在者投票の手續に準じて、投票を行うことができる（同条第 3 項）。在外選挙人名簿の登録は平成 11 年 5 月 1 日から、在外投票は平成 12 年 5 月 1 日以降に実施される衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙から、それぞれ実施されることとされた。

原告 X は、年齢満 20 年以上の日本国民であって、3 箇月以上引き続いて日本国外に居住し、日本国内で住民基本台帳に登録されていない。したがって、原告 X は、現在の法制度の下では、平成 12 年 5 月 1 日より前に衆議院議員選挙又は参議院議員選挙が行われた場合には、これらの選挙についてすべての選挙権の行使ができず、また、右期日以降にこれらの選挙が行われた場合においても、衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙については選挙権が行使できないこととなる。

問題文は以上

〔資料 1〕昭和 59 年の公職選挙法改正案

昭和 59 年 4 月には、我が国の国際関係の緊密化に伴い、国外に居住する国民が増加しつつあることに鑑み、これらの者について選挙権行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿の登録制度及び在外投票制度を創設するとともに、所要の規定の整備を図る必要があるとして、在外日本人について選挙権行使の機会を保障する在外選挙人名簿の登録制度及び在外投票制度を創設するための「公職選挙法の一部を改正する法律案」が国会に提出されたが、昭和 61 年 6 月の衆議院解散に伴い、廃案となった。

〔資料 2〕第 141 回国会衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員会（平成 9 年 11 月 27 日）

住委員 自治省の方に伺いますけれども、どうして今の時点で、当分の間ということなんですけれども比例区に限っているのか、伺っておきたい。それは、昭和 59 年に出した法案というのは、比例区のない時代の衆議院も入っていたわけですね。このときと比べて、なぜ今、比例区だけに限るといふふうに決められたのか、その点をちょっとかいつまんで御説明いただきたいと思います。

上杉国務大臣 法律では、すべての選挙をやる、こうなっているわけですが、附則

で「当分の間、」としておることは、もう御承知のとおりでございます。

今回の政府提出の在外選挙法案におきましては、当分の間という暫定措置として、衆議院、参議院の比例代表選挙に限ることとしておりますが、これは、衆議院小選挙区選挙及び参議院の選挙区選挙は、いずれも候補者の個人名を記載する個人投票、政党に属しておりますからそれは当然といたしましても、候補者個人名を記載し投票する制度でございます。このことから、投票に当たりましては、候補者の氏名、政見、所属政党等が周知されていることが必要でございまして、選挙運動期間の12日ないし17日の間にこれらを海外の有権者に周知徹底することは困難な状況にあることによるものでございます。

これに対しまして、比例代表選挙は、政党名を記載し投票する制度でございますから、政党の主張、政策等につきましては、現状におきましても、常日ごろから新聞、テレビ、ラジオ等を通じて海外にも伝わっておるところでございまして、選挙期間中にあえて特段の周知方法をとらずとも、有権者の皆さんは相当程度の情報を得ることができるものと考えられます。

また、在外公館にとって選挙事務は初めてのことでございまして、まず比例代表選挙から始めまして、その事務処理体制を見きわめる必要もあるのではないかと、このように考えておるところでございます。

このようなことから、在外選挙につきましては、まず比例代表選挙から実施をいたしまして、選挙情報の具体的な周知の状況や在外公館の体制を十分見た上で、次の段階として衆議院小選挙区選挙及び参議院の選挙区選挙の実施を図ることが適当と考えておるところでございます。

資料は以上